

「環境にやさしいお店」実施計画書（V1.2）

2024-2-1 中津市クリーンプラザ（清掃管理課）

中津市「環境にやさしいお店」指定制度の具体的な実施計画について記載する。

今後は、この実施計画書を基に進めて行くものとする。

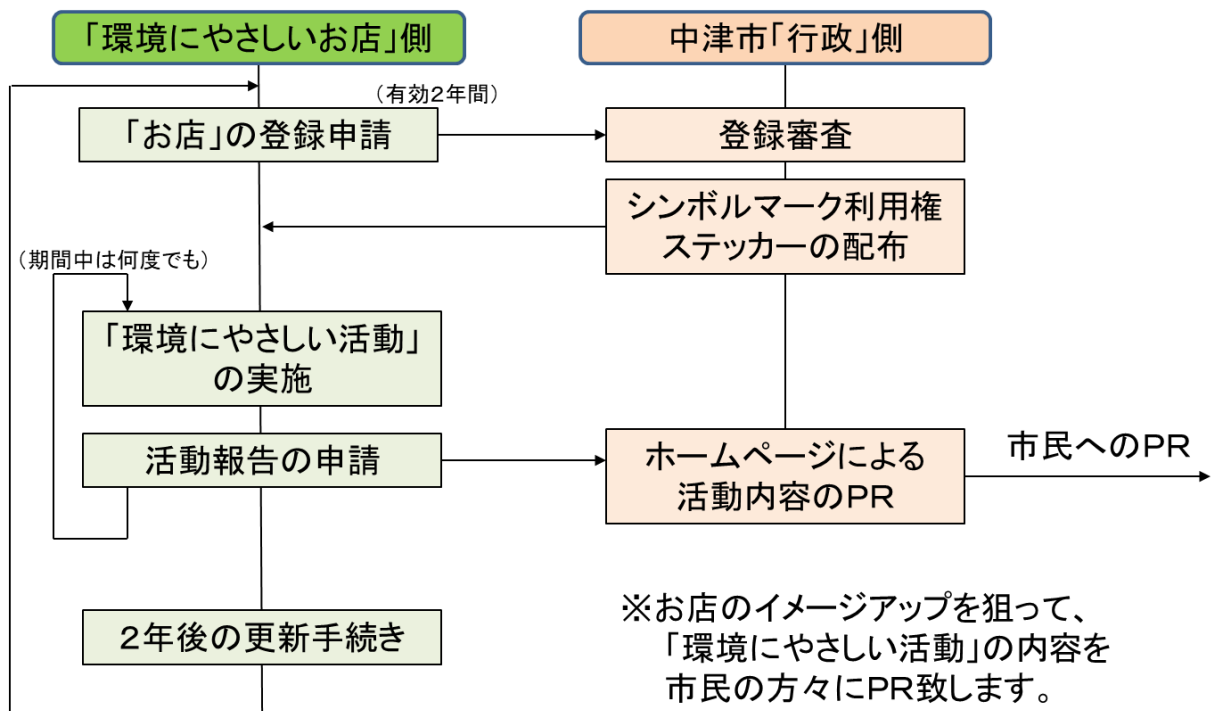
1. 目的

この実施計画書は、中津市「環境にやさしいお店」指定制度の趣旨に従って、具体的な実施内容についてまとめたもので、円滑な活動を進めることを目的としている。

（「環境にやさしいお店」指定制度の趣旨）・・・指定制度の要綱より

ごみの減量とリサイクル及び環境保全に配慮している市内の事業者を「環境にやさしいお店」として市が指定することにより、その「環境にやさしいお店」の利用を市民に推奨するとともに、市民のライフスタイルを環境保全型に誘導し、行政、市民、事業者の三者が一体となり、もって地球資源の有効活用とごみの減量化、資源化を図り地球環境の保全、中津市におけるリサイクル型社会の実現に資することを目的とする。

「環境にやさしいお店」指定制度の流れ



2. 「環境にやさしい活動」

「環境にやさしいお店」は、「環境にやさしい活動」を実施するものとする。

「環境にやさしい活動」とは、ごみの減量とリサイクル及び環境保全に配慮した活動のことを言うもので、以下の様な活動事例がある。

- (1) 商品の簡易包装化推進
- (2) リサイクル製品、環境保全型商品の使用又は販売
- (3) ごみ減量、リサイクルに関する社員教育の実施
- (4) ボランティアによる清掃活動の実施
- (5) 食品ロス対策への寄与
- (6) 市が計画する実践活動への協力
- (7) リサイクル資源の回収拠点としての協力
- (8) 省エネ・省資源に優れた技術・資材の導入
- (9) その他、環境保全に配慮した活動
など

3. 「環境にやさしいお店」の指定申請

「環境にやさしいお店」の指定を受けようとする事業者は、「環境にやさしいお店」指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市に提出するものとする。

- 3.1 前述の申請書の提出があったときは、市は前述の「環境にやさしい活動」に規定する事項に基づき審査し、適当と認めた場合には、「環境にやさしいお店」の指定を行うものとする。
- 3.2 市は、上記により「環境にやさしいお店」として指定したときは、「環境にやさしいお店」指定書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3.3 指定書（様式第2号）の交付と併せて、「環境にやさしいお店」シール及びステッカーを配布するものとする。尚、シールは、「環境にやさしいお店」のシンボルマークとして、画像データとしても配布するものとする。

4. 「環境にやさしいお店」のシール（シンボルマーク）及びステッカーの使用

「環境にやさしいお店」の指定を受けた事業者は、事業所内にシール及びステッカーを掲げるほか、シンボルマークを利用して広告等を行うことができる。

5. 活動報告

「環境にやさしい活動」を実施した場合は、活動報告書（様式第3号）の提出を行うこと。

- 5.1 活動報告書は、記載事項が同様であれば、電子報告（メール等）で提出することもできる。
- 5.2 活動報告の内容は、ホームページで一般に公開されても問題ない内容であること。
- 5.3 活動毎に活動報告書の提出を行う。指定効力期間中は、何度でも活動報告書を提出できる。
- 5.4 活動内容が過去から継続している活動は、前回の報告から1年以上経過すれば、再報告に利用できるものとする。
- 5.5 活動報告は、年度内で1回以上の活動報告に努めること。

6. 活動報告のPR

市は、受け取った活動報告の内容を審査し、指定を受けた事業者のイメージアップを目的に、その活動報告の内容を、中津市ホームページに掲載できるものとする。

7. 指定の効力

「環境にやさしいお店」の指定の効力は、年度区切りで最長2年間とする。効力を無くす前に、市の方から更新手続きの案内を発行し、更新手続き（様式第1号）を実施した場合は、更に最長2年間の効力を有するものとする。（2年毎の更新手続きをすることにより効力は継続する）

8. 廃止届

「環境にやさしいお店」の指定を受けた事業者で、「環境にやさしい活動」を止める場合は、速やかに「環境にやさしいお店」指定廃止届（様式第4号）を市に提出するものとする。

9. 指定の取消し

市は、「環境にやさしいお店」が指定制度の趣旨に反した場合は、指定を取消することができる。

10. 電子申請

申請書（新規・更新）、指定廃止届、活動報告書は、電子申請（LoGoフォーム）を認める。

様式第2号（指定書）

『環境にやさしいお店』指定書

事業所名 **XXXX 株式会社**

所在地 **中津市 AAAAA 番地**

____年 月 ____日付で申請のあった「環境にやさしいお店」について、
中津市「環境にやさしいお店」指定制度実施要綱第3条第2項の規定により、
下記のとおり指定する。

____年 月 ____日

中津市長 奥塚 正典

— 記 —

1・中津市「環境にやさしいお店」の指定店

貴事業所は、中津市「環境にやさしいお店」指定制度の趣旨に賛同頂き、ごみの減量とリサイクル及び環境保全に配慮した活動（＝環境にやさしい活動）を実施することにより、中津市「環境にやさしいお店」の指定を得るものである。

2・指定期限

____年 月 ____日



中津市指定
「環境にやさしいお店」

